（機構の解散の登記の嘱託等）

第十三条　廃止法附則第二条第一項の規定により機構が解散したときは、財務大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2　登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記記録を閉鎖しなければならない。

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用に関する経過措置）

第十四条　機構の解散前に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の規定（同法第二条第二項に規定する法人文書の開示に係る部分に限る。）に基づき機構がした行為及び機構に対してされた行為は、機構の解散後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定（同法第二条第二項に規定する行政文書の開示に係る部分に限る。）に基づき財務大臣（同法第十七条の規定により委任を受けた職員を含む。以下この条において同じ。）がした行為及び財務大臣に対してされた行為とみなす。

（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用に関する経過措置）

第十五条　機構の解散前に独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）の規定（同法第二条第三項に規定する保有個人情報の開示、訂正（追加又は削除を含む。以下この条において同じ。）及び利用停止（利用の停止、消去又は提供の停止をいう。以下この条において同じ。）に係る部分に限る。）に基づき機構がした行為及び機構に対してされた行為は、機構の解散後は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）の規定（同法第二条第三項に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る部分に限る。）に基づき財務大臣（同法第四十六条の規定により委任を受けた職員を含む。以下この条において同じ。）がした行為及び財務大臣に対してされた行為とみなす。

附　則

この政令は、廃止法の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。ただし、第九条の規定は、公布の日から施行する。

総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃
内閣総理大臣　安倍　晋三

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年二月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十四号

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百三号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（以下「法」という。）の施行期日は、平成二十六年六月十二日とする。ただし、法第一条中薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十六条の四及び第八十三条の九の改正規定、法附則第九条及び第十条の規定並びに法附則第十三条中麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十四条第五項の改正規定の施行期日は、同年四月一日とする。

厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
内閣総理大臣　安倍　晋三

薬事法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年二月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十五号

薬事法施行令の一部を改正する政令

内閣は、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百三号）の施行に伴い、並びに薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十条第四項及び第八十条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第七条第一項」を「第四条第五項第一号」に改める。

第三十六条を次のように改める。

第三十六条　削除

第三十七条中「前条」を「第三十五条」に改める。

第四十九条第一項第二号中「第十条」を「第十条第一項」に改め、同項第三号中「第十条」を「第十条第一項」に改め、「含む。）」の下に「又は第二項（法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

第五十三条の表第四十条第一項において準用する第八条第一項の項及び第四十条第一項において準用する第八条第二項の項中「高度管理医療機器等」を「高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器」に改め、同表第四十条第一項において準用する第九条第一項の項を次のように改める。

第四十条第一項において準用する第九条第一項	薬局の薬局開設者	高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は賃貸業の営業所の高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業者又は賃貸業者

第五十三条の表第四十条第一項において準用する第九条第二項の項中「高度管理医療機器等」を「高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器」に、「前条第二項」を「第八条第二項」に改め、同表第四十条第一項において準用する第十条の項中「第十条」を「第十条第一項」に、「高度管理医療機器等」を「高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器」に改め、同表第四十条第二項において準用する第九条第一項の項を次のように改める。

第四十条第二項において準用する第九条第一項	薬局の薬局開設者	管理医療機器の販売業又は賃貸業の営業所の管理医療機器の販売業者又は賃貸業者

第五十三条の表第四十条第二項において準用する第十条の項中「第十条」を「第十条第一項」に改め、「管理医療機器」の下に「（特定保守管理医療機器を除く。）」を加え、同表第四十条第三項において準用する第九条第一項の項を次のように改める。

第四十条第三項において準用する第九条第一項	薬局の薬局開設者	一般医療機器の販売業又は賃貸業の営業所の一般医療機器の販売業者又は賃貸業者